資料１

○中野市行政改革推進委員会条例

平成17年４月１日条例第20号

中野市行政改革推進委員会条例

（設置）

第１条　社会経済情勢の多様化に対応し、より効率的な行政の推進を図るため、中野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じて、中野市の行政改革の推進に関する重要事項を審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員13人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

（１）　識見を有する者

（２）　公募委員

（３）　市職員

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

この条例は、平成30年10月30日から施行する。

令和元年度中野市行政改革推進委員会委員

令和元年６月 24 日現在（識見を有する者、公募委員、市職員 13 人以内）

	選出区分	職	氏　　名	団体	備考
1	識見を有する者	会　長	小林　治男	中野市区長会	
2	〃	副会長	工藤　二六子	中野市ボランティア連絡協議会	
3	〃		黒崎　春美	中野市保健補導員会	
4	〃		後藤　治志	(株)八十二銀行中野支店	
5	〃		平林　次光	中野市老人クラブ連合会	
6	〃		東　英司	信州中野商工会議所	
7	〃		池田　眞貴子	農村生活マイスター下高井支部	
8	〃		小林　日出夫	中野市豊田特産振興会	
9	〃		野口　暢子	長野県立大学	
10	公募委員		市村　義明	公募	
11	〃		中村　幹夫	公募	
12	〃		富田　貴江	公募	
13	市職員		武田　隆子	中野市職員労働組合	

注）　任期は、令和２年(2020年) 10月29日まで